

# 経営者のための

# 銀行交渉術

# と最新税務情報



第 110 号

令和 4 年 1 月 20 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## ■令和 4 年度税制改正大綱■

昨年 12 月に令和 4 年度税制改正大綱が公表されました。「成長と分配の好循環」の実現に向けて、法人税及び所得税の賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されています。

### 1. 大企業向け制度

人材確保等促進税制（新規雇用者に対する給与等支給額）から、継続雇用者給与等支給額の増加率等に応じて税額控除率が加算（最大 30%）される制度に改組されます。適用要件の判定にあたって集計する給与等は継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のもの）に対する支給額ですが、控除額の算定にあたって集計する給与等は全雇用者に対する支給額となりますので、混同しないように注意が必要です。

項目	現行	改正案
適用要件	新規雇用者給与等支給額が 前年度より 2%以上増加	①継続雇用者給与等支給額が前年度より 3%以上増加 【資本金の額等が 10 億円以上、かつ、常時使用する従業員数が 1,000 人以上の法人】 ②給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届出
控除額	控除対象新規雇用者給与等支給額（雇用者給与等支給額の増加額を上限）×15% (下記の場合は 20%)	雇用者給与等支給額の増加額×15% (下記の場合は 15%+10%+5%で最大 30%)
控除率の上乗せ要件	教育訓練費額が 前年度より 20%以上増加（明細は添付）	a 上記適用要件①の割合が 4%以上増加⇒10%加算 b 教育訓練費額が前年度より 20%以上増加（明細は保存）⇒5%加算
控除額の上限	法人税額又は所得税額×20%	同左

### 2. 中小企業向け制度

現行の所得拡大促進税制につき、雇用者給与等支給額の増加率等に応じて税額控除率が加算（最大 40%）される制度となります。

項目	現行	改正案
適用要件	雇用者給与等支給額が前年度より 1.5%以上増加	同左
控除額	雇用者給与等支給額の増加額×15% (下記の場合は 25%)	雇用者給与等支給額の増加額×15% (下記の場合は 15%+15%+10%で最大 40%)
控除率の上乗せ要件	雇用者給与等支給額が前年度より 2.5%以上増加し、次のいずれかを満たすこと a 教育訓練費額が前年度より 10%以上増加（明細は添付） b 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われていることの証明がされたこと	a 上記適用要件の割合が 4%以上増加⇒15%加算 b 教育訓練費額が前年度より 10%以上増加（明細は保存）⇒10%加算
控除額の上限	法人税額又は所得税額×20%	同左